

2023 年度(令和 5 年度) 事業計画



社会福祉法人 高知県共同募金会

2023年度（令和5年度）事業計画

少子高齢化社会に加え、長引く新型コロナウィルス感染症の影響や原材料の高騰等による物価上昇により、経済的な困窮、地域での孤立、家族の介護や不安定な雇用による精神的な負担感の増加など、住民を取り巻く生活課題は多様化、複雑化している。

こうしたなか、令和3年4月に地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正が行われ、全世代型社会保障制度の構築に向けた取り組みが進められている。

人々が地域社会とつながりながら、安全で安心して生活を送ることができる社会を目指すためには、公的な支援に加え、地域住民が主体的にかかわり、地域全体の問題として取り組んでいくことが必要である。共同募金は、赤い羽根をシンボルに75年の長きにわたって、地域の民間福祉活動を支援してきたたすけあい運動であり、その果たしてきた役割は大きいものがある。

一方、その財源となる本県の募資金額は、平成6年度（1994年度）をピークに、毎年2ないし3パーセントの減少が続いている。令和4年度は、前年度と同様に新型コロナウィルス感染症に関連する寄付が中央共同募金会（以下「中央共募」という。）を通じてあったが、1月末時点の募資金額はおよそ1億2千万円ほどと前年度の同時期と比べて260万円余り、2.1パーセントの減となっている。

また、平成28年2月、中央共募において、今後10年間の方向性として、「共同募金の運動性の再生」を目標に掲げる「70年答申」が取りまとめられ、都道府県共同募金会（以下「当道府県共募」という。）では、「答申」に基づく着実な推進が求められている。

以上のような現状の認識にたち、令和5年度は以下により事業を進めていく。

I 共同募金運動の実施と広報

1 全国共通助成テーマの推進

昨年に引き続き全国共通の助成テーマである「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を掲げ、都道府県共募や中央共募と歩調を合わせ新型コロナウィルス感染症に端を発する生きづらさを抱えた人たちを支援する。

2 広報の推進

(1) 寄附者（企業・個人）の理解と協力を得るため、募金の使い道や助成先からの‘ありがとうメッセージ’などを分かりやすく記載したチラシを作成し、助成事業の可視化を促進する。

また、共同募金の情報提供ツールである「赤い羽根データベースはねっと」について、寄附者に共同募金の使途事業をアピールするため、助成事業の入力内容を可能な限り詳細で具体的なものに改善する。

(2) 新聞、テレビ等マスコミ関係に適切な広報素材等を提供し報道活動を促進する。また、NHK及び民間放送局（テレビ、ラジオ）に対して中央共募が作成したPRテープを提供して放映、放送協力を依頼して広報活動を推進する。

(3) 中央共募が作成する「戸別募金の活性化に向けた赤い羽根広報ガイド」を活用しながら、広報活動を行う。

(4) メインテーマ「じぶんの町を良くするしくみ。」や共同募金ロゴマークが浸透するよう積極的に使用する。

(5) 広報用運動資材は、中央共募が作成する資材を中心に市町村共募の要望を取りまとめ、有効かつ必要最小限のものを厳選して活用する。必要不可欠な羽根やポスター、領収書等は県共募が提供し、その他の資材については市町村共募の予算の範囲内で斡旋する。

3 研修及び人材育成

募金額が年々減少するなか、共同募金会の果たす役割や機能の検討や関連情報の取得や情報共有、従事者のスキルアップが重要となる。そのため、中央共募の研修会への参加やネットワークの活用により、中央共募や都道府県共募の職員と情報共有を図るとともに学び合いや意見交換を行う。

- ・中央共募が主催する対面による職員会議や職員研修会への参加
- ・「赤い羽根オンラインサロン」や「チャット」への参加
- ・第12回赤い羽根全国ミーティングへの参加（市町村共募の職員）

II 共同募金の推進

1 実施期間

実施期間は、厚生労働省の告示において定められる。

- (1) 一般募金：10月1日から12月31日まで
- (2) 歳末たすけあい募金
 - ①NHK歳末：12月1日から12月25日まで
 - ②地域歳末：12月1日から12月31日まで
- (3) テーマ型募金：1月1日から3月31日まで

2 「赤い羽根共同募金運動」開始式の実施

開始式は、共同募金運動開始日の10月1日（日）に実施し、全日本空輸株式会社の協力を得て「赤い羽根空の第一便」の伝達を行う。式典終了後は各関係機関・団体など参加者の協力を得て街頭募金を行い、県民の理解と協力を呼び掛ける。

3 募金活動

- (1) 募金活動は、「募金活動にあたっての衛生配慮に係るガイドライン」に準じて、感染症には注意しながら行う。
- (2) 「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（不当寄附勧誘防止法）」が施行されたことから、募金活動は住民から納得感や共感を得られるように努める。
- (3) 戸別募金は、自治会や町内会未加入世帯の増加などにより年々減少しているが、一般募金の主軸募金であることから、さまざまな機会を通じて共同募金への理解と協力を求めていく。

- (4) 法人募金・職域募金は、より多くの企業、商店、職場の協力が得られるよう、依頼方法を工夫するとともに、税制上の優遇措置や寄附を通じた企業のCSR活動による社会貢献等について、わかりやすく情報の提供に努める。
- (5) 学校募金は、10月1日の運動開始に合わせ、高知県共同募金会（以下「県共募」という。）から県内公立小学校に対し、教育委員会等を通じて赤い羽根の着用を依頼し、共同募金への理解を深めていただくとともに、募金への協力を依頼する。
- (6) 街頭募金・イベント募金については、「赤い羽根共同募金運動」開始式や「まんさい」等各種イベントを活用した募金活動を行う。
- (7) インターネットの普及やキャッシュレス化等社会の変化に対応するため、ネット募金等新たな募金手法の導入の可能性について、中央共募や他県の先進事例を参考にしながら検討を進める。
- (8) 公共施設や社会福祉施設などにおける「赤い羽根自動販売機」の増設に努めるとともに県立施設など多くの来場者が見込まれる建物に募金箱を設置して、年間を通じて募金ができる環境づくりを進める。
- (9) テーマ型募金は、平成28年度（2016年度）から使途選択型募金として取り組んでおり、募金期間は1月から3月までの3箇月間である。引き続き、テーマ型募金の周知を図るとともに市町村共募と連携しながら参加団体を拡大できるよう取り組んでいく。
- (10) 金銭遺贈や相続寄付等の受入に向けた周知・啓発に取り組む。

4 助成計画の策定と適正・公平な助成

- (1) 助成計画は、社会福祉法人やNPO法人・ボランティア団体等福祉活動団体へ周知を図り、広く公募等により要望を集約し策定する。
- (2) 広域的事業は県共募の配分委員会で、地域的事業は、市町村共募審査委員会で慎重に協議、検討を行い、適正かつ公平に助成する。
- (3) 公募による助成先の拡大や新たな助成先の発掘に向けて、既存の助成先団体以外の活動団体への周知、行政やマスコミを活用した広報に努める。
- (4) 緊急・即応の対応が必要な事業を支援する「当年度地域枠」助成は、利用が少し低調なことから、より積極的な活用の促進を図る。
- (5) 「地域力増進枠」特別助成は、事業の内容及び必要性、期待される効果等を総合的に勘案して予算の枠内で適切に助成する。また、多くの市町村共募がこの事業を活用するよう働きかけを行う。
- (6) 助成を受けた団体に対して、事業の執行状況や物品の利用・管理など、助成の使途について適宜、監査を行う。
- (7) 市町村社協をはじめ助成を受けた団体は、共同募金助成金による事業であることを明確にして実施するよう徹底する。
- (8) 市町村共募が行う地域的事業について、市町村事務調査を通じて聞き取りや証拠書類の確認等を実施し、適正な事業実施と情報共有に努める。

III 顕彰、弔慰等の実施

1 顕彰

高知県共同募金会顕彰規程に基づいて高額寄付者に対する感謝状及び共同募金運動に功績のあった個人、団体に対する表彰状を翌年度の高知県社会福祉大会又は市町村共募からの申し出により適宜贈呈し、顕彰する。また、厚生労働大臣、知事及び中央共募会長の感謝、表彰の対象者の推薦を行う。

2 募金ボランティア事故見舞金制度の活用

募金ボランティア活動に起因する事故に対しては、中央共募奉仕者事故見舞金規程に基づいて見舞金を支給する。

IV 民間団体が行う助成事業への協力

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団や車両競技公益資金記念財団などが行う福祉施設等への助成事業について、関係法人等に対してその制度の周知と推薦業務を行い、助成事業の適切な活用を促進する。

V 中央共同募金会及び各都道府県共同募金会等との連携

中央共募、各都道府県共同募金会及び中国四国ブロックの共同募金会との緊密な連携の下に、相互交流や研究協議を行い、役職員の資質の向上と募金運動の活性化に努める。

中央共募が進める次年度以降数年間の「重点助成分野」「共通助成テーマ」の策定に向けた検討に加わる。

大規模災害に際しては、災害等準備金を活用して相互に支援を行う。

また、中央共募が行う赤い羽根福祉基金による助成（重点テーマ：生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成、盛和塾「社会人定着応援プログラムによる助成」、コーポみらい「子ども・子育て支援助成」、アサヒ飲料「子ども食堂支援助成」）について、関係団体等に対して周知を行い、助成事業の積極的な活用を促進する。

VI 共同募金以外の寄付金への対応

受配者を指定する指定寄付金、相続寄付等について、パンフレットの配布やホームページなどを通じて周知を図り、中央共募と連携して適切に取り扱う。

VII 災害支援活動の実施

1 災害たすけあい活動

災害救助法が適用される大規模な災害に際しては、関係機関、団体等と協力して必要に応じて義援金の募集活動を行う。

2 災害支援制度の運用

全国統一の災害支援制度による災害等準備金の積立（募金総額の3パーセント程度）を行い、迅速かつ的確な支援態勢を整える。

3 災害見舞金の支給

非常災害（火災や水害）によって損害を受けた共同募金助成対象施設や一般世帯に対して見舞金を支給する。

ただし、①災害救助法等の適用を受け義援金の募集を行う災害②災害弔慰金の支給に係る法律等施行令に規定する災害③故意、重大な過失による災害には見舞金を支給しない。

VIII 会務の運営

1 法人の運営

本会の運営に当たっては、定款及び諸規程に基づき、理事会、評議員会、配分委員会等の適切な運営を図るとともに、情報の開示にも留意して特に事業運営の透明性の確保を図る。

2 事務局の運営

- (1) 事務局業務は、必要最小限の職員数で効率的かつ円滑な執行に努めているが、募金額が減少している状況のなか、事務局運営費の一層の節減はもとより共同募金として全体最適な運営に努める。
- (2) 市町村共募との意思疎通に努め、共同募金運動のさらなる推進に向けて、連携して取組みを進めていく。

3 情報公開の推進

事業運営の透明性の確保を図るため、各市町村共募と協力して統計資料や諸規程を整備し情報の開示に努める。また、助成金の使途や事業効果等については助成先からの情報収集を行い、適宜ホームページ等で開示に努める。

定款第45条に規定する書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。